

農産物直売所出荷規定

(趣旨)

第1条 この規定は『みのりの郷東金』農産物直売施設(以下「直売所」という)の管理運営に関し、『みのりの郷東金』を管理運営する東金元気づくり株式会社(以下「会社」という)の指示のもと、直売所に農林水産物、商工業製品等を出荷する者(以下「出荷者」という)が遵守すべき事項を定めるものとする。

(出荷者の条件)

第2条 出荷者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 会社との間で『出荷契約』を締結する者。
- (2) 公序良俗を守り、法令等を遵守できる者。
- (3) 会社が示す生産履歴の記帳等を着実に履行する者。

(正副会員の区分)

第3条 出荷者は、以下の内容に基づき、正会員及び副会員を区分する。

- (1) 正会員は、市内に住所を有し、自ら農林水産物、商工業製品等の生産、加工を行う個人及び法人等
- (2) 副会員は、市外に住所を有し、自ら農林水産物、商工業製品等の生産、加工を行う個人及び法人等

(生産出荷計画及び出荷計画)

第4条 出荷者は、毎年、品目別に出荷時期、数量等の生産出荷計画及び出荷計画を作成し会社に提出するものとする。

- 2 会社は、直売所において品不足や余剰が起きないように生産出荷全体計画を開示し、出荷者に対して出荷調整を指示し、出荷者は会社の指示に従うものとする。

(販売品)

第5条 直売所の販売品は次の各号に定めるものとする。

- (1) 出荷者から販売委託された農林水産物、商工業製品等。
- (2) 会社からの委託により、仕入れ販売する農林水産物、商工業製品等。
- 2 その他、会社が必要と認めたもの。
- 3 前項(1)の規定にかかわらず、会社が適さないと判断したものは、販売を中止することができる。

(販売価格)

第6条 販売品の価格は原則として近隣直売所、量販店等の小売価格を参考に設定するものとする。ただし、会社が価格の調整を図ることができる。

(販売手数料)

第7条 委託販売の販売手数料は別表1に定めるものとする。

(代金精算)

第8条 委託販売にかかる商品の販売代金の精算日及び控除については別紙2に定めるものとする。

- 2 振込先金融機関は、指定口座とする。
- 3 仕入れ販売にかかる商品の代金精算は仕入先と別途協議し決定する。
- 4 振込手数料は出荷者の負担とする。

(開場日、開場時間、休場日)

第9条 直売所の開場日、開場時間、休場日について別表3に定めるものとする。

(委託販売品の搬入、補充、引き取り)

第10条 委託販売品の搬入、補充、引き取りについては次に定めるものとする。

- (1) 委託販売品の搬入、補充、引き取りについては、会社の指示に従うものとする。
- (2) 委託販売品の搬入、補充、引き取り時は、会社より指定された帽子等を利用するものとする。
- (3) 委託販売品の搬入時間は、原則7時30分からとする。
- (4) 委託販売品の補充については会社の指示に基づき、随時行う。
- (5) 委託販売品の引き取りは営業終了時刻から30分以内、または翌日搬入時に行うものとする。
- (6) 競合する委託販売品については会社が出荷調整を行う。

(委託販売品の管理)

第11条 委託販売品の自然災害や盗難等による損失は出荷者の責任とする。

(出荷資材及び表示ラベル)

第12条 委託販売品の表示ラベル(価格表を含む)については、会社の指定するものを使用するものとする。

- 2 表示ラベルにかかわる経費は出荷者の負担とする。

(事故・クレーム)

第13条 販売した商品の事故、クレーム処理は次のとおり行うものとする。

- (1) 購入者からのクレームについては、原則として会社に対応する。ただし、出荷者に明らかな原因がある場合には、会社は出荷者に対し再発防止策を講じることを指示する。
- (2) 販売品の事故等により、費用請求があった場合は、会社は速やかに対応する。ただし、費用の支出については、会社は事故の原因により、出荷者に負担させることができる。

(出荷の停止)

第14条 会社は次の号に該当する出荷者を出荷停止することができる。

- (1) 販売品に偽りの表示をした出荷者。
- (2) 購入者から頻繁にクレームが発生する品物を出荷した出荷者。
- (3) 販売陳列に関し、秩序(ルール)を守らない出荷者。
- (4) 販売残品について適切な処置をしない出荷者。

(出荷契約の解除)

第15条 次に掲げる出荷者について会社は出荷契約の解除をすることができる。

- (1) 『みのりの郷東金』の信用を無くす行為をした出荷者。
- (2) 第14条に該当する行為を繰り返す出荷者。

別表 1 出荷規定第7条(販売手数料)

		加入金	年会費	手数料等
農産物部門	正会員 (市内在住)	10,000 円	5,000 円	15%
	副会員 (市外在住)	10,000 円	10,000 円	
加工品部門	正会員 (市内在住)	10,000 円	5,000 円	20%
	副会員 (市外在住)	10,000 円	10,000 円	

別表 2 出荷規定第8条(販売代金精算日及び控除)

① 販売代金精算日

販売期間	精算日
1日～末日	翌月15日

② 控除項目

- (1) 出荷規定第7条の販売手数料
- (2) バーコード発券手数料
- (3) その他控除項目に該当するもの

別表 3 出荷規定第9条(開場日、開場時間、休場日)

原則として次のとおりとする。

1. 開場日 みのりの郷東金に準ずる。
2. 開場時間 開店 9時
 閉店 18時
3. 休場日 1月1日～1月3日 3日間
4. ただし、みのりの郷東金設置管理条例に基づき、会社と東金市との協議により、開場日、開場時間、休場日の変更の旨があった場合はこれに準ずる。